

I. 顧客対応

新設

(1)お客さまニーズに合致した提案の実施に向けた募集に関する態勢整備

④募集時の禁止行為・著しく不適当な行為

No.	13	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	設問 No.12 にかかる「禁止行為・不適切行為、その他の不適切な事案・事象（疑いを含む）」が行われていないか、全ての部署/店舗/支社・支店等の拠点・事務所を対象として、営業部門からの独立性を確保したコンプライアンス部門等の管理部署・管理担当者が定期的にモニタリングを実施している		

証跡資料 例	<p>①～④および⑤の提出が必要</p> <p>① コンプライアンスマニュアル、保険募集マニュアル等</p> <p>② 組織図、職務分掌規程等</p> <p>③ モニタリング結果表＊ （経営陣等に提出したモニタリング結果報告書、ただし一部の部署等に限定することなく、全ての部署等を対象としたモニタリングであることが確認できること）</p> <p>④ 改善の状況を把握していることがわかる資料</p> <p>⑤ <u>経営陣が更なる改善を検討・実施していることがわかる資料（取締役会議事録、社内向け発信文書等）</u></p> <p>＊本設問では当該モニタリングの実施結果を確認するため、モニタリング実施計画書は証跡資料として不適です。</p>
達成 条件	<p>✓ 禁止行為・不適切行為、その他の不適切な事案・事象（疑いを含む）について定義したうえで、該当の行為が行われていないか、関連する全ての部署/店舗/支社・支店等の拠点・事務所を対象として、営業部門からの独立性を確保したコンプライアンス部門等の管理部署・管理担当者が定期的にモニタリング＊1を実施することを明文化していること。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 営業部門からの独立性を確保したコンプライアンス部門等が全ての部署/店舗/支社・支店等の拠点・事務所＊2を対象に禁止行為・不適切行為、その他の不適切な事案・事象（疑いを含む）＊3が行われていないか定期的＊1にモニタリングしていること（以下例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス部門を実施主体とする自己点検を通じて毎月モニタリングを実施している。 ・コンプライアンス部門が全ての部署等＊2の責任者を対象に四半期に1回以上の頻度でヒアリングによるモニタリングを実施している。 <p>＊1 代理店の規模や事業特性に応じて、モニタリングの方法や実施者等が異なると考えられることから、実施頻度、具体的なモニタリングの方法・実施者・対象者・対象契約等についても明文化されている必要がある。なお、モニタリングの実施者は代理店の規模や事業特性を勘案のうえ選定する必要があるものの、いわゆる2線や3線による実施が望ましい。ただし、比較的小規模な代理店にあっては、いわゆる1.5線によるモニタリングの実施も考えられる。</p> <p>＊2 本設問における全ての部署等とは、本社/店舗/支社・支店等の区別なく、保険募集行為や保険</p>

契約者等を対象とする保全業務に従事する者が所属する全ての事務所です。よって、禁止行為・不適切行為、その他の不適切な事案・事象（疑いを含む）は前記の業務における事案・事象（疑いを含む）が該当します。

- * 3 該当の事案・事象には、当初から短期の中途解約を前提とした契約の取扱いや、収入・必要保障額に見合わない多件数・多額の契約の失効・解約も含まれます。この点を踏まえ、設問No.21-2-6への対応において、該当する保険契約の締結や募集を禁止する旨が社内規程等で明文化されていると考えられていることから、本設問におけるモニタリングでは当該規定が順守されていることについて一定程度の件数を確認することが必要となります。なお、多件数・多額への該否の基準は、代理店の規模や事業特性等を踏まえ、各代理店において明確に設定していることが求められる。

目づ

- ✓ モニタリングの結果、不適切な事案・事象（疑いを含む）が確認された場合、教育・研修や指導等の実施に留まらず、改善効果の定量的な把握や再発防止の状況等を疎漏なく確認のうえ、経営陣とともに更なる改善を検討・実施する措置が講じられていること（以下例示）。
・全従業員を対象に研修を実施のうえ再発防止策を講じるとともに、その後は四半期毎*に事案・事象の発生状況の把握を実施し記録している。また、コンプライアンス委員会を通じて経営陣には速やかに報告し、その上で経営陣とともに更なる改善策を検討し実行している。
* 例示に記載した「四半期」毎の実施は目安を示したものです。代理店の規模・特性に応じて合理的な実施間隔を検討・設定ください。

目づ

モニタリングの効果や効率性等を定期的に検証し、方法・頻度等に改善が必要な場合にはPDCAを意識した改善が実施されていること。

未達成
例

- ✓ モニタリングの対象が一部の店舗/支社・支店等の拠点・事務所に限定されている。
- ✓ モニタリングの実施者が営業部門に所属する者である。
- ✓ モニタリングの頻度が隔年に1回程度に止まっている。
- ✓ モニタリングは実施されているものの、その後の改善状況の把握や、経営陣を巻き込んだ改善策の検討・実施までは行われていない。

II. アフターフォロー

(4)お客さまの声・苦情管理態勢

③お褒めの言葉も含めたお客さまの声・苦情管理態勢の整備（募集時／募集時以外含む）

No.	64	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	苦情について申出内容・対応履歴を記録するとともに対応もれが発生しない態勢（チェックリストや自社役席者による確認等）を整備している		

証跡資料 例	<p>①～③および④の提出が必要</p> <p>① <u>お客さまの声・苦情管理規程、お客さまサポート等管理規程、お客さまの声・苦情対応マニュアル</u></p> <p>② <u>調査開始前に提出された「お客さまの声・苦情管理一覧表」（苦情については直近 1 年以内の該当事案全件）</u></p> <p>③ <u>上記証跡資料②のお客さまの声・苦情管理一覧表より生命保険協会が指定した複数件のお客さまの声・苦情に係るお客さま対応記録（システム画面コピーでも可）</u></p> <p>④ <u>苦情事案について保険募集の適切性を検証していることが記録されている資料</u> *</p> <p>* 検証結果をコンプライアンス委員会等に報告している場合は、当該報告書。 * 検証結果をお客さまの声・苦情管理一覧表等に記録し管理・保管している場合は、当該一覧表等。</p> <p>※なお、オンサイト調査では上記証跡資料③について一定件数分を追加確認します。</p>
達成 条件	<p>✓ <u>お客さまの声・苦情について申出内容や対応履歴を記録していることが確認できること。</u></p> <p>且つ</p> <p>✓ <u>お客さまの声のうち、代理店が定義・規定する苦情の申出内容・対応履歴の記録に基づき、担当者任せではなく、組織として対応もれが発生しない仕組みがあることが確認できること。</u></p> <p>且つ</p> <p>✓ <u>お客さまの声のうち、代理店が定義・規定する苦情の申し出内容に基づき、コンプライアンス部門等が該当契約の募集状況（面談記録等）や保険料の収納状況等を確認し、該当契約に係る保険募集の適切性を検証していること。</u></p>
未達成 例	<p>✓ <u>お客さまの声のうち、代理店が定義・規定する苦情に関し、システムに入力してはいるものの、その後の対応状況については担当者に任せており、代理店として対応漏れを防止する態勢をとっていない。</u></p>

II. アフターフォロー

(4)お客さまの声・苦情管理態勢

③お褒めの言葉も含めたお客さまの声・苦情管理態勢の整備（募集時／募集時以外含む）

No.	65	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	苦情全件について発生経緯・原因を特定している		

証跡資料 例	<p>原則、①～③の提出が必要</p> <p>① <u>調査開始前に提出された「お客さまの声・苦情管理一覧表」*</u></p> <p>② <u>上記①のお客さまの声・苦情管理一覧表より生命保険協会が指定した複数件のお客さまの声（苦情）に係る発生経緯や原因分析の記録（システム画面コピーでも可）</u> <u>上記②について、コンプライアンス部門等による検証が確認できる資料（複数件、但し上記②において検証の実施・結果が確認できる場合は提出不要）</u></p> <p>③ <u>お客さまの声（苦情）に対し、再発防止策を講じたこと、および当該再発防止策の効果検証や見直しの記録</u></p> <p>*原則、生命保険分野に係る苦情について証跡資料を提出のこと。 *定期調査時には、過年度分（初回調査または前回の定期調査以降の各年度分。3年度分を限度とする）の証跡資料の提出が必要。 <u>※なお、オンサイト調査では上記証跡資料②、③について一定件数分を追加確認します。</u></p>
達成 条件	<p>✓ 代理店が受け付けた<u>お客さまの声（苦情、なお、保険会社経由で代理店に連携されたお客さまの声（苦情）を含む）</u>について、発生の際や発生原因が全て記録される仕組みとなっていることが確認できること。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 発生の際や発生原因をコンプライアンス部門等が<u>日頃から検証し、適宜再発防止策を講じるとともに、当該再発防止策の効果を確認し、必要に応じた見直しを行っていること。</u></p>
未達成 例	<p>✓ お客さまの声（苦情）に関し、受け付けた内容をシステムに個別に入力してはいるものの、発生経緯・原因の特定は行われていない。</p> <p>✓ <u>再発防止策を講じたものの、当該施策の効果検証までは実施されていない。</u></p>

Ⅲ. 個人情報保護

(7)個人情報保護に係る態勢整備・業務運営

⑰個人情報保護に係るシステム面の整備

No.	99-1	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	個人情報を管理するシステムへのアクセスについて、以下の対応を行っている <input type="checkbox"/> 役職・職務内容に応じたアクセス制限（業務上不要な個人情報へのアクセス禁止）をしている（保険会社等・保険代理店等から受け入れた出向者によるアクセス権限を制限している）		

証跡資料 例	①～③および④の提出が必要 ① 個人や役職・職務に応じた権限*が明文化されている規定・マニュアル等 ② 個人や役職・職務に応じた権限*がわかる ID 管理一覧等 ③ システム仕様書（提案書、パンフレット等の汎用資料は不適） ④ <u>出向者おける個人情報の取扱状況を確認していることがわかる資料（アクセスログの検証結果、記録のある自己点検表）</u> *代理店直接雇用の従業員・役員と出向者について記載・設定されていること
達成 条件	✓ 業務上不要な個人情報へのアクセス禁止*をシステム制御により行っていること。 *代理店直接雇用の従業員・役員について役職・職務に応じたアクセス制限が設定されていることが、 <u>証跡資料およびオンサイト調査にて確認できること。</u> *保険会社（生命保険会社に限定するものではありません、以下同じ）・保険代理店等から受け入れた出向者について、その者の役職・職務に応じたアクセス制限が設定されていることが、 <u>証跡資料およびオンサイト調査にて確認できること。</u> 目づ ✓ <u>（保険会社・保険代理店等から受け入れた出向者のみ対象）個人情報へのアクセス権限を有していることを利用して、不適切にアクセスしていないことを自己点検やモニタリング等により定期的に確認していること。</u> なお、出向者にあつては代理店が保有・管理する全ての個人情報へのアクセスをシステムにより制御（アクセスできないよう設定）している場合は、その旨を詳細説明欄に記載すること。
未達成 例	✓ 保険会社・保険代理店等から受け入れた <u>出向者を含む全従業員</u> が全ての個人情報にアクセスできる。

Ⅲ. 個人情報保護

(7)個人情報保護に係る態勢整備・業務運営

⑰個人情報保護に係るシステム面の整備

No.	99-2	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	個人情報を管理するシステムへのアクセスについて、以下の対応を行っている <input type="checkbox"/> 個人データ一覧（お客さまリスト等）のダウンロード可能な従業員を限定（システム管理者のみ等）している（ <u>保険会社等・保険代理店等から受け入れた出向者によるダウンロード権限を制限している</u> ）		

証跡資料 例	①～③および④の提出が必要 ① 個人や役職・職務に応じた権限*が明文化されている規定・マニュアル等 ② 個人や役職・職務に応じた権限*がわかる ID 管理一覧等 ③ システム仕様書（提案書、パンフレット等の汎用資料は不適） ④ <u>出向者おける個人情報の取扱状況を確認していることがわかる資料（アクセスログの検証結果、記録のある自己点検表）</u> * <u>代理店直接雇用の従業員・役員と出向者について記載・設定されていること</u>
達成 条件	✓ お客さまリストのダウンロードが誰でも可能となっていないこと*、ダウンロード可能な従業員は、拠点長やシステム管理者等の合理的な範囲に限定されていること。 * <u>代理店直接雇用の従業員・役員について役職・職務に応じたダウンロード権限が設定されていることが、証跡資料およびオンサイト調査にて確認できること。</u> * <u>保険会社（生命保険会社に限定するものではありません、以下同じ）・保険代理店等から受け入れた出向者について、その者の役職・職務に応じたダウンロード権限が設定されていることが、証跡資料およびオンサイト調査にて確認できること。</u> 目づ ✓ <u>（保険会社・保険代理店等から受け入れた出向者のみ対象）個人情報のダウンロード権限を有していることを利用して、不適切なダウンロードをしていないことを自己点検やモニタリング等により定期的に確認していること。</u> なお、出向者にあっては代理店が保有・管理する全ての個人情報のダウンロードをシステムにより制御（ダウンロードできないよう設定）している場合は、その旨を詳細説明欄に記載すること。
未達成 例	✓ 保険会社・保険代理店等から受け入れた <u>出向者を含む全従業員</u> が全ての個人情報をダウンロードできる。

Ⅲ. 個人情報保護

(7)個人情報保護に係る態勢整備・業務運営

⑰個人情報保護に係るシステム面の整備

No.	106	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	<p>個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信する際の情報漏えい（宛先誤りの誤送信）をシステムにより防止する仕組み*がある</p> <p>なお、保険会社・保険代理店等からの出向者については、代理店直接雇用の従業者や役員である上席者が送信適否や宛先・添付内容をチェックする仕組み*がある</p> <p>*送信が自動で保留となり、宛先や添付内容を送信者がセルフチェックした上で改めて送信する仕組み、上席者の事前承認が必須な仕組み等</p> <p>※個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信することを禁止している場合は「3.対象外」を選択</p>		

証跡資料 例	<ul style="list-style-type: none"> ✓ システム仕様書（提案書、パンフレット等の汎用資料は不適）、設定画面のハードコピー等、該当のシステムの内容が分かる資料 ✓ 出向者を対象とした確認の仕組みがわかる資料（コンプライアンスマニュアル、確認記録簿等）
達成 条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 送信が自動で保留となり、宛先や添付内容を送信者がセルフチェックした上で改めて送信するシステムが導入されていること。 または ✓ 上席者の事前承認が必須なシステムが導入されていること。 <p>なお、<u>保険会社・保険代理店等からの出向者が在籍している場合には、前記いずれかの確認ができることに加え、以下についても確認できること</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 代理店直接雇用の従業者・役員が送信適否や宛先・添付内容をチェックしていること。 <p>※2026年4月1日時点において保険会社・保険代理店等からの出向者が在籍していない場合は、その旨を詳細説明欄に記載すること。</p>
未達成 例	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 送信が自動で保留となるものの、一定時間経過後に自動で送信される（誤送信を防止する効果が十分とはいえない）。 ✓ 保険会社・保険代理店等からの出向者が送信する場合、セルフチェックのみで代理店直接雇用等の従業者や役員である上席者によるチェックが行われていない。

<補足説明>

個人データを添付ファイルに記載して社外にメール送信することを禁止している代理店は「3.対象外」を選択し、詳細説明欄に禁止について定めた規程・マニュアル、および従業員への徹底方法について記入してください。徹底方法としては規程やマニュアルへの記載のみならず、研修による徹底や自己点検・内部監査でメール内容を確認していることなどが考えられます。

IV. ガバナンス

(8)コーポレートガバナンスに関する態勢整備・業務運営

⑳自己点検・内部監査

No.	121	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	内部監査の定義・対象・手順・実施主体・報告先等について定めた規程がある		

証跡資料 例	<p>✓ 内部監査規程</p>
達成 条件	<p>✓ 以下①～⑥が全て記載されていること。</p> <p>① 内部監査の定義が定められていること。 例：会社の日常業務の執行が、法令・会社の諸規程に準拠して、合法的かつ合理的・効率的に行われていることを監査すること。</p> <p>② 内部監査の対象が全拠点*となっていること。 * 内部監査の対象とする全拠点とは、いわゆる営業拠点組織だけでなく、本社等の管理部門の組織も含む</p> <p>③ 内部監査の手順・フローが明確になっていること。 例：被監査組織への通知→実態調査→講評→結果通知→再発防止策の策定・実施→経営陣による評価・対応→再発防止策の効果検証といった一連の流れが定められていること。</p> <p>④ 内部監査の実施主体（内部監査室、コンプライアンス部等）*が明確になっていること。 * 内部監査の実施主体は営業部門の指揮命令系統に属していないことが必要。</p> <p>⑤ <u>内部監査の結果を経営会議やコンプライアンス委員会等の経営陣が出席する会議体へ報告すること、および議事を記録すること。</u></p> <p>⑥ <u>経営陣は報告や議事内容を踏まえ、監査結果の評価・対応の検討を行うこと。</u></p>
未達成 例	<p>✓ <u>経営陣に対し監査報告をする旨は明文化されているものの、経営陣による監査結果の評価・対応の検討までは規定していない。</u></p>

IV. ガバナンス

(8)コーポレートガバナンスに関する態勢整備・業務運営

⑳自己点検・内部監査

No.	124	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	全ての部署/店舗/支社・支店等の拠点・事務所に対して定期的に内部監査を実施しており、内部監査結果および改善策について、経営陣へ報告を行っている		

証跡資料 例	<p>①、②および③の提出が必要</p> <p>① 全拠点の内部監査実施がわかる資料（内部監査で使用した監査表、拠点毎の内部監査報告書、内部監査結果一覧等）</p> <p>② 監査結果を経営陣へ報告していることがわかる資料（経営会議資料、議事録等）</p> <p>③ <u>経営陣による監査結果に係る評価・対応が行われていることがわかる資料（取締役会議事録等）</u></p> <p>※上記証跡資料①および②については、複数拠点分（営業拠点、本社管理部門等）の監査内容が分かる資料の提出が必要</p> <p>※定期調査時には、過年度分（初回調査または前回の定期調査以降の各年度分。3年度分を限度とする）の証跡資料の提出が必要</p>
達成 条件	<p>✓ 全拠点に対して内部監査を実施していること。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 拠点に対する監査の頻度は1年に1回以上であることが、内部監査結果一覧等から読み取れること。</p> <p>⇒ 1年に1回未満であった場合、点検内容・結果報告・改善取組み等の観点から合理的な理由かどうかを個別判断。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 内部監査結果および改善策を経営陣へ報告および<u>会議体の議事録等に記録していること</u>（以下例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営会議、コンプライアンス委員会等の経営陣が出席する会議への報告を行っていること。 ・会議ではなく、適宜、経営陣へ報告を行っていること。 <p>且つ</p> <p>✓ <u>経営陣による監査結果に係る評価および評価に基づく対応*1が行われていること。</u></p> <p><u>*1 対応事項については、根拠となる経営陣の判断等について、その検討過程がわかること。</u></p> <p>※内部監査の対象とする全拠点とは、いわゆる営業拠点組織だけでなく、本社管理部門等の組織も含む。</p> <p>※代表権のある取締役や、実質的に代理店を支配する立場にある者に起因*2して、例えば、行政機関からの指導や改善勧告を受けた場合等は本設問は達成となりません。</p> <p><u>*2 最終評価結果の判定に関わらず、監査（会社法上の監査役や監査委員会の他、内部監査報</u></p>

	<p><u>告書を含む)の改善の示唆を、結果として、十分に受け止めていなかった、必要な措置を講じていなかったと判断される場合など</u></p> <p>※定期調査時には、初回調査以降3年間の態勢整備のPDCAサイクルの実効性を確認・評価する観点から、過年度分(初回調査または前回の定期調査以降の各年度分。3年度分を限度とする)の証跡資料の提出が必要。</p>
未達成 例	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部監査の項目が個人情報保護など一部項目に限定されているなど、業務全体を網羅できていない。 ✓ 代理店の事業規模に応じ、実効性を確保した内部監査が適切に行われていることが確認できない。

<補足説明>

代理店の規模・特性が区々である実態に鑑み、本設問の「内部監査」とは、内部監査の専門部署によるものに加え、コンプライアンス部門が内部監査を併せて担当している実施している場合でも、営業部門の指揮命令系統に属していなければ可です。No.136の補足説明も併せてご参照ください。

IV. ガバナンス

(9)コンプライアンス推進態勢

㊸募集人等従業員の管理

新設

No.	155-1	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問			<p>保険代理店は、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、保険会社等＊に対し「過度の便宜供与」を求めること及び保険会社等＊から「過度の便宜供与」を受け入れることを防止するため、自己の規模や特性に応じた措置を講じている</p> <p><input type="checkbox"/>「過度な便宜供与」の判定基準に係る社内規程等を策定している</p> <p>＊ 保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>※No.155-1～No.155-5 が全て「1.はい」であれば当該設問は達成</p>

証跡資料 例	<p>✓ 社内規程、コンプライアンスマニュアル、保険募集マニュアル等</p>
達成 条件	<p>※本設問は改正監督指針の施行時期等を鑑み、初回・更新・定期と言った調査の区分を問わず、2026年4月以降の実施状況のみ評価します。</p> <p>✓ 「過度の便宜供与」を管理する態勢について、以下の事項が社内規程等で明文化していること。</p> <p>①「過度の便宜供与」に係る判断基準（以下例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の保険商品の優先的な取扱いを誘因する便宜供与 ・実質的に特定の保険商品の優先的な取扱いを誘因するもの ・便宜供与の趣旨・目的の他、価格・数量・頻度・期間及びその負担者等を総合的に勘案しつつ、当該便宜供与によって生じ得る弊害の内容・程度を考慮し、社会通念に照らして妥当であるかによって判断する旨 ・役務の対価としての実態がない、又は保険会社若しくは保険代理店等において対価性の検証が困難な業務委託費、協賛金、商標使用料、広告費用等の金銭を受領する行為 ・インセンティブ報酬も、過度の便宜供与（自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与、もしくは実質的に自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引するもののいずれか）に該当し得る旨。 <p>【設問 No.155・No.156 に共通する注意事項】</p> <p>（注1）本問における保険会社等：保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>（注2）本問における保険代理店等：特定の保険代理店に対する委託元保険会社による過度の</p>

	便宜供与に係る相手方。保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者（親会社等）、保険代理店の主要な取引先を含む
未達成 例	✓ 「過度な便宜供与」の判定基準に係る社内規程等の策定に着手していることが確認できない。

IV. ガバナンス

(9)コンプライアンス推進態勢

㊸募集人等従業者の管理

新設

No.	155-2	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問			<p>保険代理店は、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、保険会社等＊に対し「過度の便宜供与」を求めること及び保険会社等＊から「過度の便宜供与」を受け入れることを防止するため、自己の規模や特性に応じた措置を講じている</p> <p><input type="checkbox"/>設問No.155-1 の社内規程等を踏まえた、保険募集人による保険会社等に対する便宜供与の要求および受入れの制限に関する適切な教育・管理・指導を実施している</p> <p>＊ 保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>※No.155-1～No.155-5 が全て「1.はい」であれば当該設問は達成</p>

証跡資料 例	<p>①、②および③の提出が必要</p> <p>① 教育・指導するために用いたもの（研修教材、e-learning の場合はその画面コピー等）</p> <p>② 全員への教育・指導が確認できるもの（研修履修簿、経営陣・管理部門への報告書等）</p> <p>③ 管理していることがわかる資料（報告書、管理一覧表等）</p>
達成 条件	<p>※本設問は改正監督指針の施行時期等を鑑み、初回・更新・定期と言った調査の区分を問わず、2026年4月以降の実施状況のみ評価します。</p> <p>✓ 明らかに教育・指導項目と教育・指導内容が不足していないこと。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 従業員全員（雇用関係にある従業者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、事業者との間の雇用関係にない者（取締役、執行役、理事、派遣社員等）も含まれる）に対して教育・指導を行っていること（年度途中の中途入社者も含む）。</p> <p>且つ</p> <p>✓ 社内規程等に基づき、便宜供与の管理が行われていることが確認できること。</p> <p>【設問 No.155・No.156 に共通する注意事項】</p> <p>（注1）本間における保険会社等：保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>（注2）本間における保険代理店等：特定の保険代理店に対する委託元保険会社による過度の便宜供与に係る相手方。保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者（親会社等）、保険代</p>

	理店の主要な取引先を含む
未達成 例	✓ 便宜供与の要求および受入れの制限に関する教育・管理・指導が役員や短時間労働者等を含む全従業員に実施していることが確認できない。

IV. ガバナンス

(9)コンプライアンス推進態勢

㊸募集人等従業員の管理

新設

No.	155-3	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問			<p>保険代理店は、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、保険会社等＊に対し「過度の便宜供与」を求めること及び保険会社等＊から「過度の便宜供与」を受け入れることを防止するため、自己の規模や特性に応じた措置を講じている</p> <p><input type="checkbox"/> 保険会社等からの便宜供与による自社の比較推奨販売への影響の有無に係る確認・検証を実施している</p> <p>＊ 保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>※No.155-1～No.155-5 が全て「1.はい」であれば当該設問は達成</p>

証跡資料 例	<p>✓ 確認・検証の記録</p>
達成 条件	<p>※本設問は改正監督指針の施行時期等を鑑み、初回・更新・定期と言った調査の区分を問わず、2026年4月以降の実施状況のみ評価します。</p> <p>✓ コンプライアンス部門等の営業部門から独立した部署・担当者が、便宜供与の有無、および当該便宜供与が「過度な便宜供与」に該当するか否かを定期的に確認・検証していること</p> <p>目づ</p> <p>✓ 「過度な便宜供与」について、コンプライアンス部門等の営業部門から独立した部署・担当者が、自社の比較推奨販売への影響の有無を確認・検証していること</p> <p>【設問 No.155・No.156 に共通する注意事項】</p> <p>（注1）本問における保険会社等：保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>（注2）本問における保険代理店等：特定の保険代理店に対する委託元保険会社による過度の便宜供与に係る相手方。保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者（親会社等）、保険代理店の主要な取引先を含む</p>
未達成 例	<p>✓</p>

IV. ガバナンス

(9)コンプライアンス推進態勢

㊸募集人等従業者の管理

新設

No.	155-4	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問			<p>保険代理店は、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、保険会社等＊に対し「過度の便宜供与」を求めること及び保険会社等＊から「過度の便宜供与」を受け入れることを防止するため、自己の規模や特性に応じた措置を講じている</p> <p><input type="checkbox"/>設問No.155-3 の確認・検証結果を踏まえた、経営陣における評価・対応の検討を実施している</p> <p>＊ 保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>※No.155-1～No.155-5 が全て「1.はい」であれば当該設問は達成</p>

証跡資料 例	<p>✓ 経営陣による評価・対応の検討の記録</p>
達成 条件	<p>※本設問は改正監督指針の施行時期等を鑑み、初回・更新・定期と言った調査の区分を問わず、2026年4月以降の実施状況のみ評価します。</p> <p>✓ コンプライアンス部門等からの報告に基づき、経営陣が当該報告内容の評価を実施していること 且つ</p> <p>✓ 経営陣は評価の結果を踏まえ、必要な対応を検討していること。</p> <p>【設問 No.155・No.156 に共通する注意事項】</p> <p>（注1）本問における保険会社等：保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>（注2）本問における保険代理店等：特定の保険代理店に対する委託元保険会社による過度の便宜供与に係る相手方。保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者（親会社等）、保険代理店の主要な取引先を含む</p>
未達成 例	<p>✓ 経営陣はコンプライアンス部門等より確認・検証結果の報告を受領しているものの、評価や必要な対応の検討までは行っていない。</p>

IV. ガバナンス

(9)コンプライアンス推進態勢

㊸募集人等従業員の管理

新設

No.	155-5	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問			<p>保険代理店は、顧客の適切な商品選択の機会を確保する観点から、保険会社等＊に対し「過度の便宜供与」を求めると及び保険会社等＊から「過度の便宜供与」を受け入れることを防止するため、自己の規模や特性に応じた措置を講じている</p> <p><input type="checkbox"/> 自社の比較推奨販売への影響が生じていると認められる場合に、経営陣が主体的に適切な解消措置を実施するとともに、再発防止や改善に向けた取組みを行う態勢が整備されている</p> <p>＊ 保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>※No.155-1～No.155-5 が全て「1.はい」であれば当該設問は達成</p>

証跡資料 例	<p>①および②の提出が必要</p> <p>① 経営陣による比較推奨販売への影響の有無の検討の記録</p> <p>② （比較推奨販売への影響が生じていると認められた場合）解消措置が講じられ、再発防止や改善に向けた取組みが行われていることがわかる資料</p>
達成 条件	<p>※本設問は改正監督指針の施行時期等を鑑み、初回・更新・定期と言った調査の区分を問わず、2026年4月以降の実施状況のみ評価します。</p> <p>✓ 経営陣が定期的に比較推奨販売への影響の有無＊を検討していること</p> <p>且つ</p> <p>✓ （比較推奨販売への影響が生じていると認められた場合）解消措置が講じられ、再発防止や改善に向けた取組みが行われていること。</p> <p>＊「比較推奨販売への影響が生じていない」と判断した場合は、その旨と合わせ判断理由についても記録されている必要があります。</p> <p>【設問 No.155・No.156 に共通する注意事項】</p> <p>（注1）本間における保険会社等：保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>（注2）本間における保険代理店等：特定の保険代理店に対する委託元保険会社による過度の便宜供与に係る相手方。保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者（親会社等）、保険代</p>

	理店の主要な取引先を含む
未達成 例	✓ 経営陣による検討の結果、「比較推奨販売への影響が生じていない」と判断した記録はあるものの、判断理由までは記録されていない。

IV. ガバナンス

(9)コンプライアンス推進態勢

㊸募集人等従業員の管理

新設

No.	156-1	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	<p>出向者受入に係る管理（PDCA サイクル）を実践している</p> <p><input type="checkbox"/> 出向者の受け入れに関し、代理店内で社内規則等を策定し、管理態勢＊を整備し徹底している</p> <p>＊ 管理態勢には、顧客情報に限定しない代理店の情報の適正な取り扱いや、委託元保険会社その他の法人等の相互間（保険代理店が保険以外の他業を兼業している場合、当該他業を含む。）における顧客情報等の厳正な取扱いを含みます</p>		

証跡資料 例	<p>①、②および③の提出が必要</p> <p>① 社内規程等</p> <p>② 研修資料・履修簿、記録がある自己点検表等</p> <p>③ 管理の実態がわかる資料（コンプライアンス委員会への報告書等）</p>
達成 条件	<p>※本設問は改正監督指針の施行時期等を鑑み、初回・更新・定期と言った調査の区分を問わず、2026年4月以降の実施状況のみ評価します。</p> <p>✓ 出向者＊1の受け入れに関する規定＊2が明文化されていること（以下例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険募集に直接関与するなど、従事する業務の内容が、出向元の保険商品の優先的な取扱いを誘引させない態勢を整備する。 ・営業企画部門等、保険募集方針の策定や取扱保険商品の選定、保険販売計画の企画・執行、保険募集人への特定商品に係る販売研修などに関与させる場合には出向元保険会社の保険商品を優先的に取扱うなどの弊害が生じないための措置を講じる。 ・出向者が顧客等の同意なく代理店が保有・管理する顧客情報等を出向元の保険会社に共有するおそれが生じないことを確保する。 ・出向者数や出向期間、出向先での業務内容、代理店の規模や特性等に照らし、出向先保険代理店の自立を阻害しない態勢を整備する。 <p>且つ</p> <p>✓ 管理態勢について周知されていること（以下例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度始の全体会議において役員・従業員を対象に研修を実施し周知している。 <p>且つ</p> <p>✓ 規定に則った管理態勢が実施されていること（以下例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業拠点等を対象とする毎月の自己点検において確認している。 <p>＊1 保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子</p>

	<p>会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社) 内の保険代理店への出向及び転籍を前提とした保険代理店への出向 (役職員が転籍を前提とするものであることを認識し、当該保険代理店において業務への適性を判断するために必要な期間派遣される場合) は含まれません。</p> <p>* 2 出向者の有無に関わらず、「出向者の受け入れに関する規定」が明文化されていることが必要です。なお、将来にわたり「(前記 * 1 に該当する場合を除き) 出向者を受け入れない」とする場合は、その旨の明文化が必要です。</p> <p>【設問 No.155・No.156 に共通する注意事項】</p> <p>(注 1) 本間における保険会社等：保険会社が属するホールディングス又は企業グループ (保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社)</p> <p>(注 2) 本間における保険代理店等：特定の保険代理店に対する委託元保険会社による過度の便宜供与に係る相手方。保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者 (親会社等)、保険代理店の主要な取引先を含む</p>
未達成例	<p>✓ 出向者受入時の管理態勢について規定はあるものの、従業員等への周知や実態の確認までは行われていない。</p> <p>✓ 出向者を受け入れていないことを理由に、出向者の受け入れに関する規定を制定していない。</p>

IV. ガバナンス

(9)コンプライアンス推進態勢

㊸募集人等従業者の管理

新設

No.	156-2	基本項目／応用項目	基本項目（重点確認項目）
設問	<p>出向者受入に係る管理（PDCA サイクル）を実践している</p> <p><input type="checkbox"/> 出向者の受け入れに依存せず、保険代理店として自立した組織・体制を構築している</p> <p>※雇用契約の上の制度（定年等）に係る転籍予定の出向を除く</p>		

証跡資料 例	<p>✓ 社内規程、出向元との覚書等</p>
達成 条件	<p>※本設問は改正監督指針の施行時期等を鑑み、初回・更新・定期と言った調査の区分を問わず、2026年4月以降の実施状況のみ評価します。</p> <p>✓ 出向者*の受け入れに依存しない中長期的な組織・体制計画があること（以下例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出向者が担っている業務を代理店直接雇用の従業者に移管する体制を構築した。 ・出向元と合意の上、今後段階的に出向者の受け入れ人数を縮減し、中長期的には代理店直接雇用の従業者のみの組織に改編することについて取締役会で決議している。 <p>または、</p> <p>✓ （出向者*を継続的に受け入れる場合）自立した組織・体制の構築において出向者が当該体制等の構築に係る阻害要因とならないよう措置を講じていること（以下例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の移籍を前提とする出向の場合を除き、出向者の職務分掌を代理店直接雇用の従業者を補助する業務にのみ従事するよう改定し、出向者の影響力を抑制する態勢を整備している。 <p>* 保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）内の保険代理店への出向及び転籍を前提とした保険代理店への出向（役職員が転籍を前提とするものであることを認識し、当該保険代理店において業務への適性を判断するために必要な期間派遣される場合）は含まれません。</p> <p>【設問No.155・No.156に共通する注意事項】</p> <p>（注1）本問における保険会社等：保険会社が属するホールディングス又は企業グループ（保険会社の親会社・子会社・親会社の子会社のほか、保険会社との関係で持分法適用会社となる会社）</p> <p>（注2）本問における保険代理店等：特定の保険代理店に対する委託元保険会社による過度の便宜供与に係る相手方。保険代理店のほか、保険募集人である保険代理店の役員又は使用人、保険代理店と人的又は資本的に密接な関係を有する者（親会社等）、保険代</p>

	理店の主要な取引先を含む
未達成 例	<ul style="list-style-type: none">✓ 出向者に関し、出向期間や従事する業務内容を明確化していない。✓ 将来の移籍が未定であるにも関わらず、出向者が中長期にわたって代理店業務の中核的な役割を担う部署の責任者に就いている。